

J-クレジット制度 プロジェクト計画書 （森林管理プロジェクト用）

プロジェクトの名称：

～棚田・里山・ブナ林～ 地域のたからを後世に継承する
十日町市ふるさとの森づくりプロジェクト

プロジェクト 実施者名	十日町市長 関口 芳史	印
----------------	-------------	---

妥当性確認申請日 2018年9月4日

プロジェクト登録申請日 2018年12月17日

1 プロジェクト実施者の情報

1.1 プロジェクト実施者（複数のプロジェクト実施者がいる場合は代表実施者）

実施者名	(フリガナ) トオカマチシ														
	十日町市														
住所	新潟県十日町市千歳町3丁目3番地														
代表者氏名	十日町市長 関口 芳史														
担当者氏名	山田 雅人														
担当者所属・役職	農林課林業振興係・主任														
担当者 E-mail	yamada1675@city.tokamachi.lg.jp														
担当者電話番号	025-757-9917														
プロジェクト実施者の地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度における報告の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 特定排出者である 特定排出者コード： <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>9</td><td>9</td><td>1</td><td>5</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 特定排出者でない	9	9	1	5	2	1	0	0	0					
9	9	1	5	2	1	0	0	0							
プロジェクト実施者のエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく定期報告の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 対象である (<input checked="" type="checkbox"/> 一種 <input type="checkbox"/> 二種) 省エネ法特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号： <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>0</td><td>4</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>1</td> </tr> </table> 省エネ法指定工場番号： <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 対象でない	0	4	0	3	3	3	1							
0	4	0	3	3	3	1									

1.2 プロジェクト代表実施者以外のプロジェクト実施者 ※1

実施者名	(フリガナ)								
住所									
代表者氏名									
担当者氏名									
担当者所属・役職									
担当者 E-mail									
担当者電話番号									
プロジェクト実施者の地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度における報告の有無	<input type="checkbox"/> 特定排出者である 特定排出者コード： <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 特定排出者でない								

プロジェクト実施者のエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく定期報告の有無	<input type="checkbox"/> 対象である (<input type="checkbox"/> 一種 <input type="checkbox"/> 二種)								
	省エネ法特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号： <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>								
	省エネ法指定工場番号： <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>								
<input type="checkbox"/> 対象でない									

※1 複数のプロジェクト実施者が参加する場合には、欄をコピーしてそれぞれのプロジェクト実施者の情報を記載すること。

1.3 J-クレジット保有者 ※1

保有者名	(フリガナ) トオカマチシ
	十日町市
住所	新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

※1 J-クレジット保有者が決まっている場合は記入すること。

※ 以下、複数のプロジェクトをまとめて申請する場合は、2～4の内容を方法論ごと・実施場所ごとに記載すること。

2 プロジェクト概要

2.1 プロジェクトの目的及び概要

プロジェクト名	～棚田・里山・ブナ林～ 地域のたからを後世に継承する 十日町市ふるさとの森づくりプロジェクト
目的	<p>当市の森林は信濃川水系の中流域に位置し、水源地森林としての公益的機能の高度発揮が求められるほか、急傾斜地に成立している森林も多く、山地災害の防止にも重要な役割を担っています。さらに、近年では国民の余暇利用としての場や、自然体験や生物多様性の保全についての環境教育の場としても重要視されるなど、森林に期待される役割は益々大きくなっています。</p> <p>森林の有する機能を将来にわたり継続して高度に発揮させるため、各地区の自然的、社会経済的な特質に配慮し、森林の有する公益的機能（水源かん養や山地災害の防止、地球温暖化防止機能を含む生活環境保全、保健文化に関する機能）が十全に発揮される健全な「ふるさとの森づくり」を推進することをプロジェクトの目的とします。</p>
概要	<p>十日町市は新潟県の南部に位置し、総面積 590.39km² の約 70% を山林・原野が占め、毎年の積雪量は 2m を超え 1 年の 3 分の 1 が根雪期間となる国内有数の豪雪地帯です。山野に積もった雪は春になると日本一の大河信濃川や洩海川等の河川に流れ込み、里山に生きる多くの生き物の命を支え、田畑を潤し、私たちの生活に欠かせない水源となり、豊かな生態系を育んできました。</p> <p>私たちの生活と密接に関係してきた棚田や、ブナ林をはじめとした十日町市の美しい里山の森林は、国内外に誇れる大切な地域のたからとなっています。これらの日本の原風景である豊かな景観や生態系を「ふるさとの森」として後世に継承して行かなければなりません。</p> <p>このように森林への関心が高まる一方で、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化により、間伐を含む森林整備を十分に行うことができないため、森林の荒廃が進むなど、森林の保全が課題となっています。</p> <p>将来にわたって日本の原風景でもある十日町市の豊かな自然環境を「ふるさとの森」として受け継いでいくために、林業を雇用の場として維持し、次の担い手の育成に取り組みます。また、健全な森林を育成して CO₂ 吸収量を確保し、地球温暖化の防止対策として推進します。将来的には越後妻有地域（十日町市、津南町）で開催される世界最大規模の国際芸術祭である「大地の芸術祭」との連携も模索しながら、ひとつひとつのにぎわいと豊かな自然環境が両立した「ふるさとの森」づくりを目指します。</p> <p>そのため、以下を目指して、本プロジェクトで得られた資金で森林整備を推進します。</p> <p>①日本の原風景でもある十日町市の豊かな自然環境（＝地域のたから）を「ふるさとの森」として後世に継承します。</p>

	②雇用の場として林業の維持に努めます。また、次世代の育成に取り組み、林業の活性化を図ります。 ③森林による CO ₂ 吸収量を確保し地球温暖化対策に貢献します。	
プロジェクト計画の登録を行う森林の場所	市町村	十日町市
	場所 ※1	十日町市内 市有林・市行造林 団地 ①旧十日町市 3 9 林班 (十日町市 中条 笠置口) ②旧十日町市 4 2 林班 (十日町市 中条 笠置口) ③旧十日町市 5 0 林班 (十日町市 新座 二瓶) ④旧十日町市 9 2 林班 (十日町市 稲葉) (十日町市 追分) (十日町市 小槌山) (十日町市 細戸) (十日町市 大平) (十日町市 鳥山) ⑤旧松之山町 5 0 林班 (十日町市 松之山天水島 上滝ノ沢) ⑥旧松之山町 5 2 林班 (十日町市 松之山天水越 丸山)

※1 「○林班～○林班」、「○○事業区」等と記載するとともに、森林計画図等の図面を添付する。

2.2 プロジェクト実施前後の状況

(プロジェクトが実施される森林の現況 ※1) :

当市の森林面積は 39,430ha で、そのうち民有林は 31,746ha で森林面積の 80.5%を占めています。民有林のうち人工林の面積は 8,964ha で、人工林率 28.2%は県平均の 24.9%を上回っています(十日町市森林整備計画書、十日町市 平成 30 年 4 月)。その中で標準伐期齢の 45 年を超え利活用が可能な 46 年生以上(10 齢級以上)は H28 年度末で 5,239ha ありますが、木材価格の低迷などにより、十分な森林整備が行われず、森林資源が利用されていない状況にあります(第二次十日町市総合計画、十日町市 平成 28 年 3 月)(資源構成表、新潟県治山課資料)。

齢級	スギ		ブナ		合計	
	面積 (ha)	材積 (m ³)	面積 (ha)	材積 (m ³)	面積 (ha)	材積 (m ³)
7	0.00	0	0.00	0	0.00	0
8	0.00	0	0.00	0	0.00	0
9	0.18	55	0.00	0	0.18	55
10	6.98	1,977	0.00	0	6.98	1,977
11	10.35	3,301	0.00	0	10.35	3,301
12	21.55	8,315	0.00	0	21.55	8,315
13	5.60	2,247	18.23	2,905	23.83	5,152
14	2.57	893	33.64	5,419	36.21	6,312
15	1.41	535	10.87	1,781	12.28	2,316
16	4.10	1,874	0.00	0	4.10	1,874
小計	52.74	19,197	62.74	10,105	115.48	29,302

出典：十日町市 森林経営計画 十日町 29-1 (変 1-30)

※1 森林の現況、森林タイプ（人工林・天然林等）別、樹種別、齢級別の面積と蓄積等について情報を表などにまとめ説明すること。また、間伐対象林についても同様の表と文章を作成すること。なお、説明には数値を用い、具体的に説明すること。また、林分が多数にわたる場合には、総括表を記載したうえで、森林簿又は森林経営計画書から上記情報が含まれている部分の写しを添付しても良い。

（プロジェクトが実施される森林における森林施業及び森林の保護の計画 ※2）：

間伐は「～ふるさとの森づくり～十日町市森林整備計画書」（十日町市 平成 30 年 4 月）に基づき、森林の多面的機能を高めることを目的とします。

これまで造成されてきた人工林等については、森林を健全で活力ある状態で維持していくために間伐を行います。実施にあたっては、森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木の配置に配慮し、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めることとします。

標準的な人工林において間伐を実施する時期及び方法は下表のとおりとします。

区分	実施時期	標準的な方法
初回の間伐	21 年生	本数伐採率を 20～30%程度とし、雪害木、樹幹の不整木等から順に選定し伐採します。
標準伐期齢未満	10 年に 1 回	
標準伐期齢以上	20 年に 1 回	本数伐採率を 30～40%程度とし、材としての利用も視野に入れながら伐採木を選定します。伐採木の搬出効率を考慮しつつ、残存木の適正配置を確保します。

上表の「標準的な方法」では十分な目的を達することができないと見込まれる森林について、単一樹種・林齢からなる森林の場合は、収量比数 $R_y=0.7$ を維持するように間伐を実施し、間伐 1 回あたりの伐採量（材積）は $R_y \leq 0.15$ に抑えます。

一方、樹種・林齢が異なるコナラ、ブナ、ミズナラ等で構成される天然生林においては、「治山事業における保安林整備技術指針」（新潟県治山課）に準じて「Y-N 曲線（収量-密度図）」や「樹高ヒストグラム」等により、本数調整伐の必要性を判断し、本数調整伐後の林分の状況を考慮し伐採木を選定することとします。本数調整伐の必要性に際しては事前に新潟県林業普及指導員に相談することとします。

なお、間伐作業は県の森林施業の認定事業体を実施することとし、間伐実施前に施工計画書により確認を行うことで適正な間伐の実施を確保します。

また、当プロジェクトの認証対象期間中の主伐、皆伐は行わないこととし、プロジェクト実施地の今後の管理については、間伐実施地の集約化や高性能林業機械の導入促進などによる間伐の低コスト化の推進を図り、効率の良い管理運営を行っていきます。

※2 対象林において、森林経営計画に基づいた森林施業（植栽、保育、間伐及び主伐）及び森林の保護（境界確認及び森林の巡視）の方針について、各種施業の実施予定の有無・時期、間伐実施間隔、植栽樹種、定量／定性間伐の区分、間伐率、森林の保護の実施予定・頻度等の内

容を、数値を用いて具体的に説明すること。また、林分が多数にわたる場合には、総括表を記載したうえで、森林簿又は森林経営計画書から上記情報が含まれている部分の写しを添付しても良い。

2.3 新規登録、更新の別

- J-クレジット制度において新規に登録されるプロジェクトである
- 2008年4月～2013年3月にオフセット・クレジット（J-VER）制度において登録されたプロジェクトと同一の吸収活動であり、J-クレジット制度において更新されるプロジェクトである ※

※ プロジェクトの更新は、J-クレジット制度実施要綱の4.3.2において定められるもの。

2.4 プロジェクト要件への適合

追加性	<input checked="" type="checkbox"/> 追加性を有している ※
-----	---

※ 【FO-001（森林経営活動）について】追加性評価に関する詳細情報は別紙（A.1）に示すこと。

3 方法論

3.1 適用方法論

適用する方法論	方法論番号	FO-001 ver.2.3
	方法論名称	森林経営計画

3.2 方法論の適用条件への適合

条件 1	<input checked="" type="checkbox"/> 適合している	プロジェクト実施地は、全て中越地域森林計画（森林法第5条）に定める森林で実施される。
条件 2 ※1	<input checked="" type="checkbox"/> 適合している	本プロジェクトは、以下の森林経営計画に沿って実施される。 認定番号：十日町 29-1（変 1-30） 団地名：十日町市内 市有林・市行造林 認定年月日：平成 29 年 5 月 1 日（平成 30 年 7 月 24 日）
条件 3 ※2	<input checked="" type="checkbox"/> 適合している	上記森林経営計画では主伐は計画されておらず、認証対象期間における年度単位の吸収見込み量の累計が常に正である。
条件 4	<input checked="" type="checkbox"/> 適合している	認証対象期間内に森林経営計画に基づく間伐が、プロジェクト実施地において計画されている。
条件 5	<input checked="" type="checkbox"/> 適合している	プロジェクト実施地の土地転用（取用など避けがたい土地転用を除く。）は計画されていない。 プロジェクト実施地は市有林であり、森林経営計画では主伐・転用の計画がないことから、永続性が担保されている。

※1 【FO-001（森林経営活動）について】算定対象とする施業が含まれる全ての森林経営計画の認定番号及びその認定期間を記載すること。

※2 【FO-002（植林活動）について】算定対象とする施業が含まれる全ての森林経営計画の認定番号及びその認定期間を記載すること。計画が認定されていない場合は、モニタリング報告書に記載すること。

3.3 モニタリング・算定方法

プロジェクト実施後吸収量		
主要／付随的	吸収活動	温室効果ガスの種類
主要	地上部バイオマス蓄積	CO2
主要	地下部バイオマス蓄積	CO2

プロジェクト実施後排出量		
主要／付随的	排出活動	温室効果ガスの種類
主要	主伐に伴う地上部バイオマス排出	CO2
主要	主伐に伴う地下部バイオマス排出	CO2

4 吸収計画

認証対象 期間 ※1	2018年4月1日 ～ 2026年3月31日 (8年0ヶ月)				
吸収計画 ※2	年度	ベースライン 吸収量	プロジェクト 実施後吸収量	プロジェクト 実施後排出量	吸収量
	2018年度	0 t-CO2	190.1 t-CO2	0 t-CO2	190 t-CO2
	2019年度	0 t-CO2	210.3 t-CO2	0 t-CO2	210 t-CO2
	2020年度	0 t-CO2	217.4 t-CO2	0 t-CO2	217 t-CO2
	2021年度	0 t-CO2	218.4 t-CO2	0 t-CO2	218 t-CO2
	2022年度	0 t-CO2	212.3 t-CO2	0 t-CO2	212 t-CO2
	2023年度	0 t-CO2	206.5 t-CO2	0 t-CO2	206 t-CO2
	2024年度	0 t-CO2	206.4 t-CO2	0 t-CO2	206 t-CO2
	2025年度	0 t-CO2	199.4 t-CO2	0 t-CO2	199 t-CO2
	合計	0 t-CO2	1,660.8 t-CO2	0 t-CO2	1,658 t-CO2

※1 認証対象期間は、プロジェクト開始日の含まれる年度の開始日から、同日より8年を経過する日若しくは2031年3月31日のいずれか早い日までの間で設定すること。

※2 吸収量の算定方法については、別紙A.2に記載すること。

5 データ管理

データの品質を確保するための仕組みとして、データ収集・集計等体制の整備と個別データの信頼性の向上について以下に記載する。詳細については、Jークレジット制度実施規程（プロジェクト実施者向け）「2.4」を参照のこと。

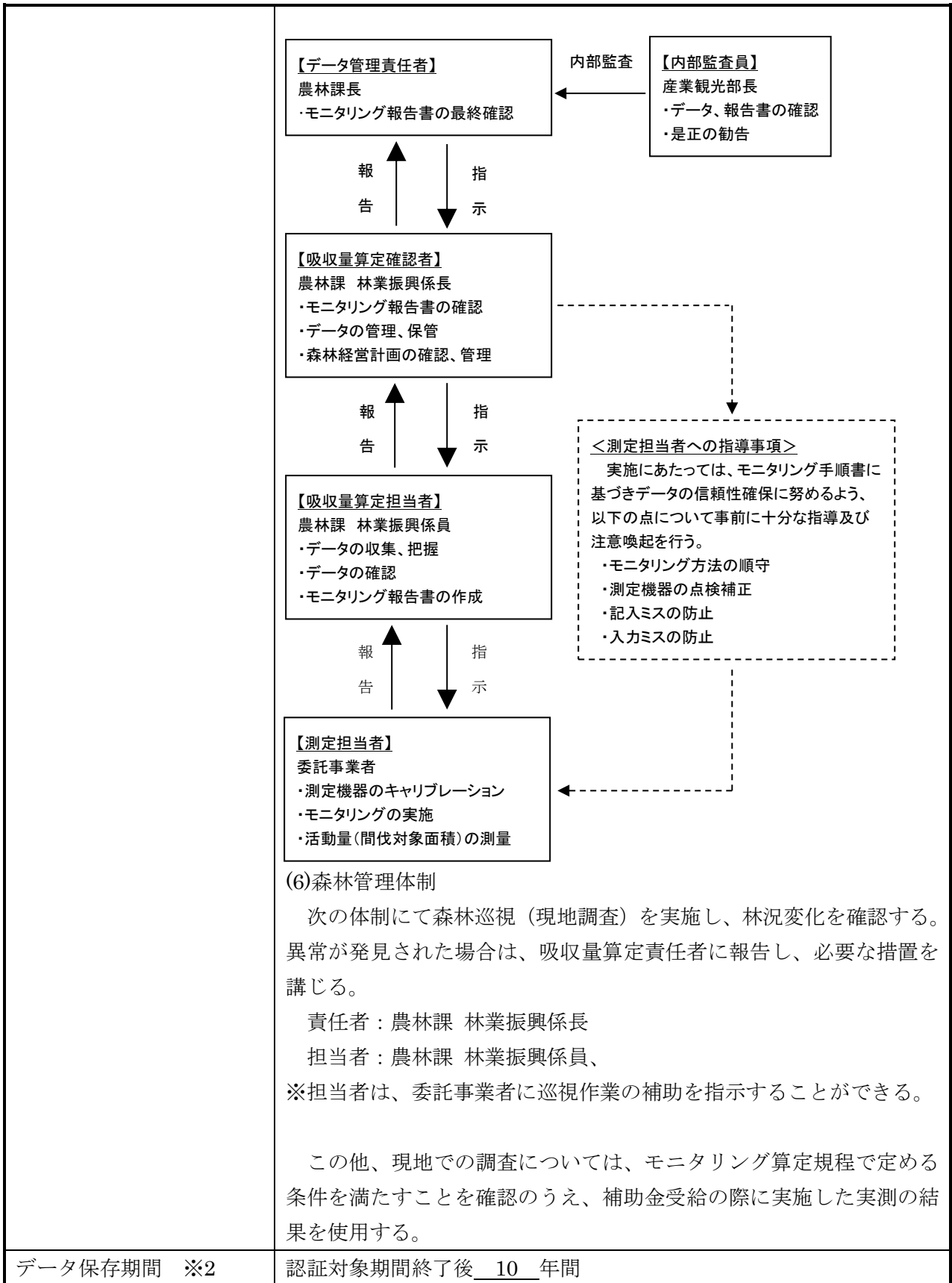
5.1 モニタリング体制

データ管理責任者 ※1	十日町市 産業観光部 農林課長
モニタリング担当者 ※1	〔吸収量算定確認者〕 十日町市 産業観光部 農林課 林業振興係長 〔吸収量算定担当者〕 十日町市 産業観光部 農林課 林業振興係員

※1 担当者の組織、役職名を記載すること（個人名は不要）。原則として、それぞれ別の担当者をおくこと。

5.2 モニタリングデータの収集・記録・保管

モニタリングデータの収集・記録・保管の手続 ※1	<p>(1)測定機器の維持・管理 測定機器の維持・管理は委託事業者がそれぞれの機器の取扱い説明書に基づいて実施し、使用前に異常の有無及びキャリブレーションによる誤差の有無の確認を行う。</p> <p>(2)データ確認 測定データの確認：委託事業者が自己確認し、更に吸収量算定担当者が確認する。 吸収量算定の確認：算定担当者が自己確認し、更に吸収量算定確認者が確認する。</p> <p>(3)情報管理 記録の保管は、原則として体制図に示されるそれぞれの担当が各レベルで行うものとする。吸収量算定は、計算がトレースできるよう Excel で行い、検証機関等が確認できるよう計算の過程を印刷してモニタリング記録とあわせて保管する。</p> <p>(4)教育・訓練 吸収量算定確認者がモニタリング手順書（モニタリング体制、手順、測定機器の点検、報告書作成等）を作成し、吸収量算定担当者及び委託事業者に対してモニタリング実施前に教育・訓練を実施する。 また、県の研修受講及び内部研修を通じて、モニタリング算定規程、吸収量の算出の計算方法及び現地調査等の教育・訓練を実施する。</p> <p>(5)内部監査 内部監査はモニタリング手順書に従ったモニタリングと吸収量算定が実施されているか外部審査前に実施する。</p>
--------------------------	--



※1 認証対象期間において複数の担当者がモニタリングを行う場合には、全ての担当者が適切にモニタリングデータの収集・記録・管理を行うための仕組みも併せて記載すること。その際、森林管理のための巡視を行う体制を明記すること（森林の巡視とは、一般的に、森林の保全管理及び森林の産物の盗採、林野火災等の森林被害の防止及び発見のために、定期的及び必要に応じ森林において行うもの）。

※2 原則認証対象期間終了後 10 年間とする。

6 特記事項

6.1 吸収量に影響を与える可能性のあるリスクの特定について ※1

吸収量に影響を与える可能性のあるリスクがあるか

有 無

※1 プロジェクト排出量が増加し、プロジェクト吸収量を上回る可能性のあるリスクも含む。リスクの例は、記載例を参照

(「有」にチェックした場合に記入)

項目	概要
リスク要因	吸収量に影響を与えるリスクは、森林火災、気象災害、病虫害に特定される。 プロジェクト対象林は全て市有林であり、このリスクに関しては、事業者の負担で病虫害の対策や森林の再造成を実施する。よって、影響の軽減措置、損失の担保が図られている。

6.2 ダブルカウントの防止措置について

類似制度へプロジェクトを登録しているか。

登録している

(類似制度名：_____)

類似制度での認証予定期間：_____)

登録していない

6.3 法令等の義務の有無について

プロジェクトの実施は、法令等の義務履行によるものではないか。

法令等の義務履行によるものではない。

法令等の義務履行によるものである。

6.4 認証対象期間の設定について

認証対象期間の前後の年度に、主伐の実績又は計画はないか。

有 無

有の場合、認証対象期間は、クレジットを過大に発生させる目的で、主伐の時期を意図的に避けて設定していないか。

意図的に避けたものではない

(設定の考え方：_____)

(例) 森林経営計画の計画期間を認証対象期間としている